

VI 契約書(案)

契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と*****（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務名 サーバルーム監視強化業務

（2）委託業務の内容 別添のサーバルーム監視強化業務仕様書（以下「仕様書」という。）

のとおり

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（機器設置工事）

第3条 機器設置工事期間は、契約日から令和8年12月1日までとする。

（機器賃貸借期間）

第4条 甲が、前条の機器を使用する期間は、令和8年12月1日から令和13年11月30日までとする。ただし翌年度以降において、甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

（契約料）

第5条 機器設置工事は、金*****円とする

（うち消費税及び地方消費税の額金*****円）。

機器賃貸借料は、月額 金*****円とする

（うち消費税及び地方消費税の額金*****円）。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第8条 甲は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約料、契約期間又は重要な業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第9条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了後速やかに甲が指定する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第10条 甲は、前条の完了報告を受けたときは、速やかに、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、第1項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(機器設置工事料の支払)

第11条 乙は、前条第1項に規定する検査の結果、適正であると認められた場合は、甲に対して機器設置工事料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に機器設置工事料を乙に支払うものとする。

(機器賃貸借料の支払)

第12条 乙は、毎月、前月分の機器賃貸借料の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求が正当であると認められたときは、当該請求書を受領した日から起算して、30日以内に機器賃貸借料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第13条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約金額及びその他必要な事項について記載した書面を甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙がこの契約を履行する見込みがないと認めるとき。

(3) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

3 甲は、前条第2項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、契約期間にかかわらず、委託業務を実施するに当たって知り得た事実を他人に漏らしてはならない。

(目的外の使用禁止)

第18条 乙は、甲が指示した以外の目的のために、この委託業務に係る資料、履行過程において得られた記録等一切の資料（以下「関係資料」という。）を使用してはならない。

2 乙は、甲の許可なくして、第三者に関係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。

(資料の保管)

第19条 乙は、委託業務に係る資料を適正に保管しなければならない。

(報告)

第20条 乙は、委託業務において事故が発生した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(契約の停止)

第21条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の執行を停止することができる。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙両者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後 藤 田 正 純

乙